

消費生活Q&A 多重債務問題



Q (安 しん子ちゃん) なごワン。親戚の人があっちこちに借金をして、支払いができなくなって困ってるんだって。こんな時どうしたらいいのかな？

A (なごワン) それは、いわゆる多重債務問題と呼ばれるものだワン。

Q (安 しん子ちゃん) へえー。そうなんだ。でも健康にも不安があって、仕事も続かなくて不安なんだって。そんなときはどうなるの？

A (なごワン) 和水町役場では、庁内のネットワークをつくって、色々な問題をチームで応援する仕組みがあるんだワン。だからまず、消費生活相談窓口で、多重債務の相談をしてみるといいワン。

Q (安 しん子ちゃん) ありがとう、なごワン。相談に行くようにしてみるね。

消費生活相談
毎週月曜日（※祝日は除きます）午前9時～午後4時
和水町役場本庁2階 ※相談希望の場合は、事前に電話連絡をお願いします。
連絡先：和水町役場 総務課 TEL 0968・86・5720

地域の元気臨時交付金の返還について

平成25年度菊水区域学校敷地造成事業として総務省から交付を受けた地域の元気臨時交付金1億53万6千円について、平成29年11月8日に会計検査院から目的不達成による不当交付として国会報告がなされました。

和水町では、平成20年度から菊水中学校及び菊水区域の小学校4校を併設校舎の新設により統合する計画で事業を進め、平成25年度には総合グラウンドの敷地造成を行いました。町はこの造成事業費に充てるため、国（総務大臣）に対して交付金の交付申請を行い、1億53万6千円の交付を受けました。その後、平成26年の町長、町議会議員選挙を経て、併設校舎の新築による統合として進んできた事業を中断し、町として統一した方向性を見出せない状況のなか、平成28年10月の住民投票では、既存校舎の改修による統合を求める民意が示されました。

この結果を受けて、町として既存校舎の改修による統合の方針へ転換することになりました。このような経緯により、交付金の交付を受けて造成した用地に併設校舎を新築しないことから、会計検査院では交付金の目的を達することはできなくなったと判断されました。

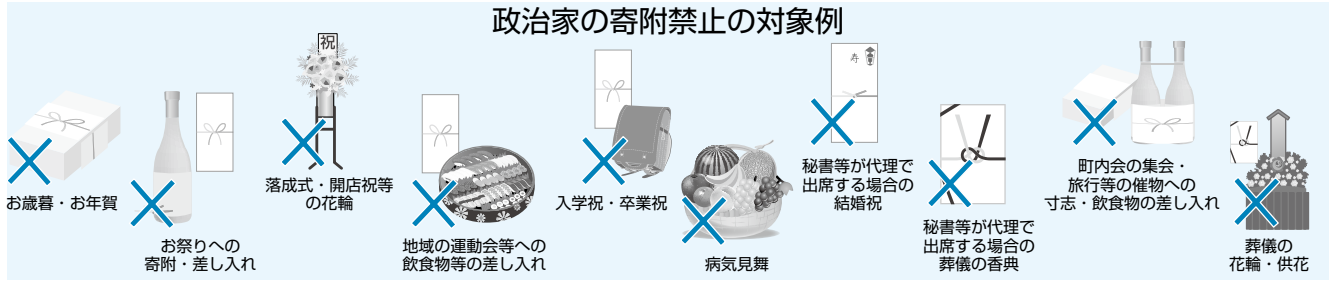
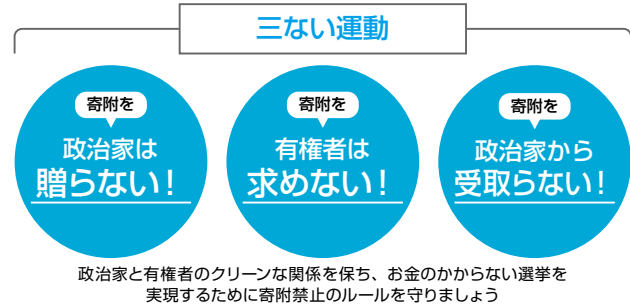
町としましては、この会計検査院の指摘を真摯に受け止め、総務省に対して交付金の返還を行うこととしています。

問い合わせ先 本庁 総務課 財政係 ☎0968・86・5720

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



次の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公権停止の対象となります。

① **政治家の寄附の禁止**
政治家が選挙区内にある者に寄附をすることは、その時期や名義にかかわらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも同様です。

② **政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**
政治家に対して寄附をしようとする勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をしようと処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③ **政治家の関係団体の寄附の禁止**
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に、政治家の氏名を表示したり、類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をしようと処罰されます。

④ **政治家の後援団体の寄附の禁止**
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪等や、これに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしようと、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤ **年賀状等のあいさつ状の禁止**
政治家は、選挙区内にある者に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

⑥ **あいさつを目的とする有料広告の禁止**
政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体にに対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

みんなで徹底しよう

政治家は、選挙区内にある者に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

⑥ **あいさつを目的とする有料広告の禁止**
政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体にに対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

和水町長選挙及び和水町議会議員一般選挙のお知らせ

任期満了に伴う和水町長選挙及び和水町議会議員一般選挙の選挙期日が次のとおり決定されました。

告示日 平成30年3月20日（火）
投票日 平成30年3月25日（日）

※選挙に関するその他の日程等については、1月開催の選挙管理委員会で決定する予定です。
※選挙に関する詳細等については、広報なごみ、町ホームページ等で随時お知らせする予定です。



問い合わせ先 和水町選挙管理委員会（本庁 総務課内） ☎0968・86・5720